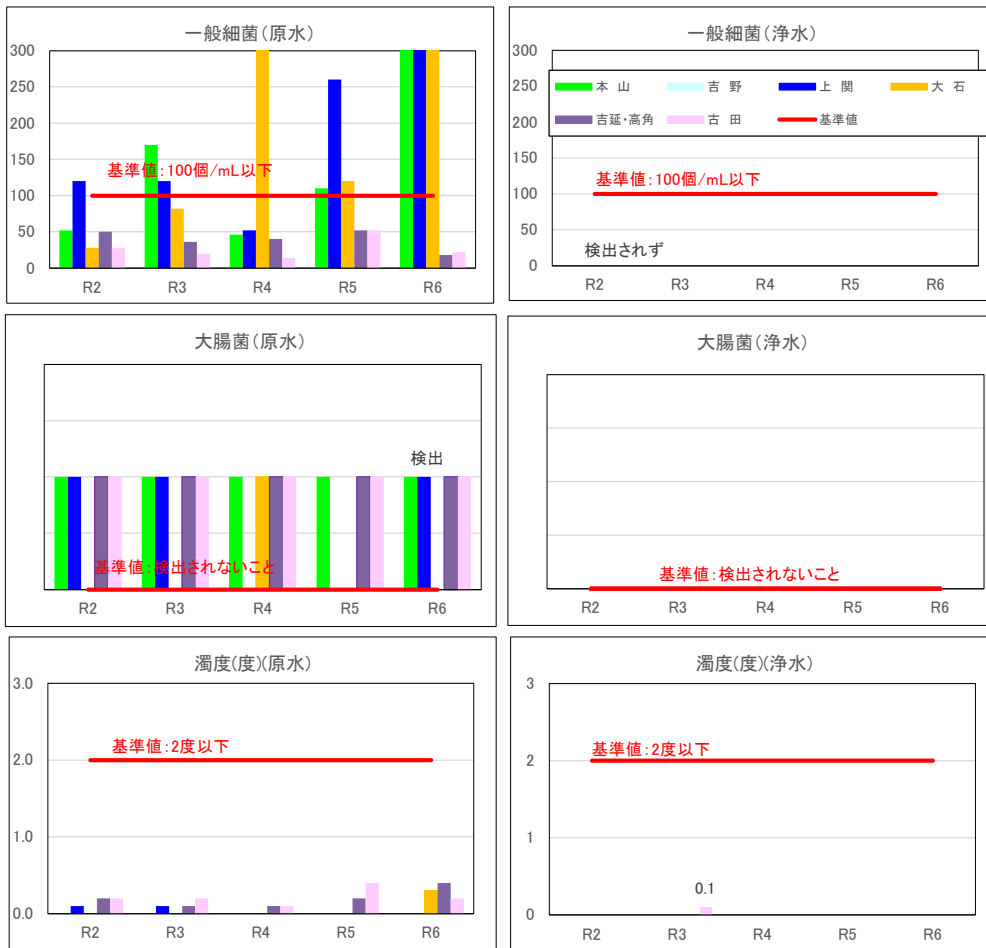




### 3. 原水水質及び浄水水質

- R2～R6年度における各地点での主要な原水水質及び浄水水質検査結果を以下に示す。
- 5つの配水区における水源の種別は表流水（河川水）もしくは地下水（伏流水）であり、原水において基準値を超過した一般細菌や大腸菌が検出されている。これらの配水区における浄水方法は緩速ろ過であり、浄水水質では一般細菌や大腸菌は確実に除去されている。
- 濁度は5つの配水区の原水水質において基準値である2度を超過しているものはない。浄水水質においては、いずれも0.1度以下の濁度となっており、緩速ろ過により濁度が除去されていることが分かる。
- 5つの配水区はいずれの水源においても、クリプトスポリジウム指標菌である大腸菌が検出されたことから、水道における「クリプトスポリジウム等対策指針」によると、濁度が0.1度以下になるようろ過を行うことが求められている。いずれの配水区においても浄水濁度は0.1度以下のため、水質の安全は担保されているものと言える。



### 4. 管理措置の設定

- 本山町内の水質汚染リスクは総じて低いが、中でも優先度を明確にして管理する視点から、下表の考え方に従って、リスクを5段階評価した。

リスクレベルの設定

			危害原因事象の影響程度					
			取るに足らない	考慮を要す	やや重大	重大	甚大	
			a	b	c	d	e	
発生頻度	頻繁に起こる	毎月	E	1	4	4	5	5
	起こりやすい	1回/数ヶ月	D	1	3	4	5	5
	やや起こりやすい	1回/1～3年	C	1	1	3	4	5
	起こりにくい	1回/3～10年	B	1	1	2	3	5
	めったに起こらない	1回/10年以上	A	1	1	1	2	5

- 上表で設定したリスクレベル5（新たな措置を直ちに実施する）における危害原因事象を整理した結果、下表のとおりとなった。
- 下表に示されるとおり、以下に箇条書きする事象が発生した際は、水質汚染の危険性が高いため、新たな措置を直ちに実施する必要がある。
  - ✓ 濁度上昇が顕著なとき（耐塩素性病原生物による汚染のリスクあり）
  - ✓ ろ過池の養生が不足しているとき（耐塩素性病原生物による汚染のリスクあり）
  - ✓ 次亜塩素酸ナトリウム注入濃度が低いとき（大腸菌による汚染のリスクあり）
- 濁度上昇が顕著なときやろ過池の養生が不足しているときは、浄水処理の強化や取水停止等を行う。
- 塩素濃度が不足しているときは、塩素注入量増加や処理水量減量等を行う。

リスクレベル5の危害原因事象

配水区	箇所	種別	危害原因事象	関連する水質項目	発生頻度	影響程度	リスクレベル
本 山	浄水	緩速ろ過池	長期間原水濁度上昇	耐塩素性病原生物	A	e	5
	浄水	緩速ろ過池	ろ過池養生不足	耐塩素性病原生物	A	e	5
	浄水	浄水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	A	e	5
本山以外	浄水	緩速ろ過池	長期間原水濁度上昇	耐塩素性病原生物	A	e	5
	浄水	緩速ろ過池	ろ過池養生不足	耐塩素性病原生物	A	e	5
	浄水	配水池	後塩素混和渠（池）での次亜の注入不足	大腸菌	A	e	5

注) 危害原因事象における発生頻度と影響程度の説明： 発生頻度A: 減多に起こらない 影響程度e: 甚大